

生食輸発1112第1号
平成27年11月12日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

スイス又はドイツで製造された食品の取扱いについて

標記については、「スイス及びドイツで製造された食品の取扱いについて」（平成27年2月23日付け食安輸発0223第2号）にて通知しているところです。

今般、スイス及びドイツ政府より、本事案に係る製品の回収が終了し、原因究明及び再発防止策が示されたことから、上記通知を廃止し、通常の監視体制とするので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。